

国保加入者 (令和5年5月1日現在) 世 帯 数 57,801世帯 (中野区全体 212,009世帯) 被保険者数 72,347人

(中野区全体 335,969人)

覧ください は、 右ページをご 保険料の算定方法

令和5年度の国民健康保険料をお知らせします

国民健康保険料は、世帯主が納付義務者です。そのため、世帯内の被保険者の保険料を 合算して、世帯主の方に納入通知書をお送りしています。

納入通知書の見方 算 定 基 礎 新 (所得割額の算定に使用) **B** お問い合わせ番 号 見本 保険料額合計 減額判定所得 均等割減額区分 前回通知額 通知容益号 納付方法 世帯主が国民権衛保険加入者でない場合も、保帯主(納付義務者)宛に通知 します。個人ごとの保険料準と加入期間については、通知の下段にある「個 人別内訳」をご覧てたさい。 口施情報 所得の情報が不明な方は、均等別額のかで計算しておりますので所得特別後に保険性が変更されることがあります。 年度の途中でお後を遊える方は、7歳の海生月から後期高齢者改設保険性がからため、該当の方の7歳の選生月以降の間接性保険料を修かでは長しています。 年度の途中でお後を遊える方は、6歳の選生月 (#81811日のはその相) から介護保険料を別に前めるため、該当の方の8歳の進生月 (#81811日のおせら相) 以降の間民機能保険料 (介護分) を除いて計算しています。 ◆普通微収分(納付書又は口座振替によるお支払い)◆ (金額の単位:円) 第11期 第12期 36 1 30 第2期 第3期 98 4 30 第5期 合計額 ①今日通知 ②お支払済み会額※ 納めていただく金額 お支払済み金額の確認は 別 第1回(4月) 第2回(6月) 第3回(8月) 第4回(10月) 第5回(12月) 第6回(2月) 保険料を引落する年金 合計額 特別微収義務者 今 回 通 知 年度 仮微収額◆ 第1回(4月) 第2回(6月) 第3回(8月) 仮徴収とは、翌年度の4月・6月・8月の特別徴収のことです ① 基礎分 ② 支援分 ③介護分※ ◆個人別内訳(参考)◆ 氏名が長い方については、スペースの都合上省略させていただく場合があることをご了承ください 今回通知 通知 前回通知 通知 個人別保險料(概算) 個人別算定基礎額 個人別保險料(概算) 個人別算定基礎額 图度相遇分減的 基礎分 支援分 介護分 m/mm/mm/mxxx年にフルカ、味味村林県UNで的鉄光、均寺前駅干駅Uの適用がある方 非自発的失業による保険料軽減(給与所得を30/100に軽減して保険料を計算)の適用がある方

⚠ 保険料額合計	お支払いいただく年間の保険料総額です。	
② 算定基礎額	被保険者ごとに計算した個人別算定基礎額を、世帯単位で合計した金額です。個人別算定基礎額の算出方法は、右ページ「3)保険料の算定の流れ《令和5年度》」をご覧ください。	
● 減額判定所得	均等割額の減額判定に用いる金額です。この金額に基づいて均等割額の軽減判定を行い、判定の結果減額になる場合は、減額割合が「均等割減額区分」に表示されます。減額の詳細は、右ページ「《均等割額の減額について》」をご覧ください。	
● 変更等の理由	お送りした納入通知書の、主な決定理由が記載されます。	
😑 普通徴収分 ①今回通知	保険料額合計を、納付月(=期別)ごとに割り振った金額です。	
(3) 納めていただく金額	納付月ごとの保険料からお支払い済み額を差し引いて、納付が必要な額を記載しています。ただし、お支払い済み額は通知書を作成した時点での情報のため、最新のお支払い状況と異なる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。	
⑥ 特別徴収分 今回通知	保険料を年金から天引きしてお支払いいただく世帯について、各年金支給月に天引きされる保険料の額です。	
(1) 個人別內訳 今回通知	被保険者ごとの保険料の概算と、計算のもとになった算定基礎額が記載されます。 ※世帯主及び4月1日時点で国保に加入している方については、現在国保に加入していない場合 でも記載されます。	
● 個人別内訳 加入月	保険料の計算対象となる加入月を、個人別に表示しています。	
● 積算内訳	保険料額合計を、構成項目別に記載しています。主な項目の算定方法は、右ページ 「3)保険料の算定の流れ《令和5年度》 」をご覧ください。	

国民健康保険料の仕組みと算定方法

1)保険料の仕組み

国民健康保険料は、3種類の保険料(基礎分・支援分・介護分) を合算した金額で構成され、それぞれが所得割額と均等割額の合 計額で成り立っています。

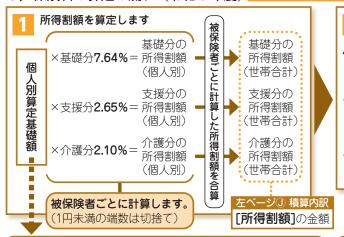
所得割額 前年中の所得に応じて負担いただく保険料 ※所得が無い方はかかりません。 前年中の所得の多少に関わらず、一定額を負担いた だく保険料

基礎分

2)保険料の算定方法のあらまし

お支払いいただく年間保険料は、被保険者一人ひとり につき基礎分・支援分・介護分を計算し、世帯単位で合 算するという手順で求めます。 ※基礎分・支援分・介護分の金額には、それぞれ限度額(上限額)が定められています。世帯単位で合算した保険料が限度額を超える場合、超えた額を切捨てた金額が年間保険料となります。

3) 保険料の算定の流れ《令和5年度》





所得割額と均等割額を 合算して保険料が決定 基礎分 所得割額+均等割額 (限度額65万円) 支援分 所得割額+均等割額 (限度額22万円) 介護分 所得割額+均等割額 (限度額17万円)

医療給付にあてる保険料

後期高齢者の支援金等に

介護給付にあてる保険料

´40歳から64歳までの方`

あてる保険料

、が対象です。

[均等割額]の金額

個人別算定基礎額とは、所得割額の計算のもとになる金 額です。 世帯主及で

※被保険者ごとに、以下の計算式で算出します。

前年中の所得 -43万円(住民税の基礎控除額)

《前年中の所得》について

① 所得割額の計算・均等割額の減額判定は、いずれも前年中の所得をもとに行います。ここでいう前年中の所得とは、令和5年度の保険料の場合、令和4年の1月から12月までの所得を指します。また、保険料の対象となるのは、住民税を算定するにあたり課税対象とされる所得です。そのため、住民税で非課税とされる所得(遺族年金、障害年金、傷病手当金など)は対象となりません。なお、退職所得については、住民税では課税対象ですが、保険料では対象外とされています。

※非自発的失業者で必要な要件を満たす方は、届出により、給与所得を70%減額して計算します。

② 所得税や住民税は、所得の種類に応じ、総合課税・分離課税に区分して計算しますが、保険料は、総合・分離すべての所得を合算して計算します。

《均等割額の減額について》

世帯主及び世帯内の被保険者の 前年中の所得を合算した金額が、下表 の軽減基準額以下の場合、該当する軽 減率に従って均等割額が減額されます。 ※年の途中での加入または喪失や保険料の軽減等に該当する場合は、それによる減額後の金額となります。

左ページ① 積算内訴

[合計]の金額

軽減率	軽減基準額
7割	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等※の数ー1)
5割	基礎控除額(43万円)+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等※の数ー1)
2割	基礎控除額(43万円)+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等※の数ー1)

※**給与所得者等とは**、給与収入が55万円超の方と、公的年金等の支給額が60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)の方をいいます。

(3) 源泉徴収ありを選択した特定口座で生じた株式譲渡所得や、 種類に応じ、総合課税・ 上場株式に係る配当所得を確定申告した場合、所得として保険 が、保険料は、総合・分 料の対象となります。ただし、住民税では申告不要とする旨を 退択した場合は、保険料の対象となりません。

《注》所得の金額の計算方法は、原則として住民税と同様ですが、所得割額の計算に用いる場合と、均等割の減額判定に用いる場合それぞれについて、住民税と一部異なる部分があります。詳しくは下の表をご参照ください。

住民税の規定	所得割額の計算に用いる場合	均等割額の減額判定に用いる場合	
損益通算	住民税と同様に適用されます。		
損失の繰越控除	純損失の繰越控除は適用されますが、雑損 失の繰越控除は適用されません。	住民税と同様に、純損失、雑損失ともに繰越 控除が適用されます。	
土地建物等の譲渡所得(特別控除の適用がある場合)	住民税と同様に特別控除が適用され、控除 後の金額が所得となります。	特別控除は適用されません。そのため、特別控除前の金額が所得となります。	
公的年金等所得の計算方法	住民税と同じ計算方法で計算されます。	65歳以上の方については、住民税の公的年金 等所得金額から15万円を控除します。	
青色専従者給与、事業専従者控除	住民税と同様に、所得の計算上、必要経費とされます。	所得の計算上、必要経費とされません。また、専従者が事 業主から支払を受けた給与収入は、なかったものとします。	

保険料に関する注意点

1)後期高齢者医療制度や他の健康保険に加入し ている世帯主の方へ

世帯主が後期高齢者医療制度や他の健康保険に加入 していて、国民健康保険に加入していなくても、世帯 主以外の世帯員が国民健康保険に加入している場合 は、納入通知書を世帯主あてにお送りします。これは、 世帯主に国民健康保険料の納付義務があるためです。

2) 国民健康保険料の公的年金からの特別徴収(年 金天引き) について

一定の条件を満たした世帯の世帯主の方は、保険料 を公的基礎年金から特別徴収(年金天引き)をしていま す。(詳しくは、「令和5年度版みんなの国保ガイド」 P42をご覧ください。)

4月以降に条件を満たした方には、今回、令和5年 区役所または地域事務所で手続きをしてください。 度国民健康保険料の通知とあわせて10月から特別徴収 (年金天引き)を開始する通知をお送りしました。

3) 今年度75歳になる方の保険料について

今年度中に75歳になる方は、誕生月から後期高齢者 医療制度の保険に移行するため、国民健康保険の保険 料は誕生月の前月までの計算をしています。納めてい ただく回数は、同じ世帯に国民健康保険の加入者がい ない場合には、誕生月の前月で納め終わる分割に、加 入者がいる場合には、全員分の保険料を合計し、翌年 3月まで均等に分割しています。

4) 会社の健康保険に加入したら

ご自身で国民健康保険をやめる手続きが必要です。 会社の健康保険証、国民健康保険証、本人確認書類と 世帯主の方の「マイナンバーカード」または「通知カー ドーなどマイナンバーが確認できるものを持参して、

郵送での届出も可能です。詳しくは、下記担当へお 問い合わせください。

【問合せ】資格賦課係 区役所 2階 ☎03-3228-5511

保険料は口座振替でお支払いください

保険料の支払いは、年金から天引きで納付されている方以外は口座振替でお願いいたします。口座振替がで きない場合は、お送りする納付書でお支払いください。

◆スマホで簡単手続き AIRPOST

AIRPOSTなら、自宅でスマホを使って口座振替手 続きができます。申込用紙の記入も届出印も不要で す。ご利用にはアプリ「+メッセージ」が必要です。(楽 天モバイル回線の方はご利用いただけません)

対象金融機関 三菱UFJ銀行、静岡銀行、北洋銀行、 武蔵野銀行、十六銀行

必要なものスマートフォン、本人確認書類(運転 免許証、マイナンバーカード、在留カー ド)、口座情報のわかるもの(対象金 融機関のキャッシュカード等)

◆キャッシュカードによるお手続き

預金口座のキャッシュカードがあれば、簡単に口 座振替が開始できます。手続きは区役所・地域事務 所でお願いします。

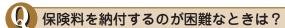
|対象金融機関| みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友 銀行・りそな銀行・西京信用金庫・西 武信用金庫・ゆうちょ銀行

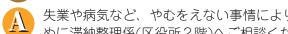
◆郵送でのお手続き

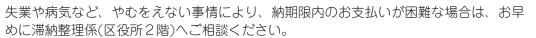
下記の担当までご連絡いただければ、「口座振替依 頼書|をお送りします。口座番号等を記入し、届出 印を押して、ご返送ください。「口座振替依頼書」は、 区役所や地域事務所にもあります。

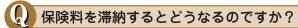
【問合せ】国保収納係 区役所 2階 ☎03-3228-5507

保険料の納付に関するQ&A









特別な理由がなく納期内に保険料の納付が確認できない方には、督促状や催告書等の送付や電話、訪問 による催告を実施しています。なお、納付が確認できない方には、有効期間の短い短期被保険者証を発 行します。さらに未納が続く方には、保険証の代わりに被保険者資格証明書を発行します。被保険者資格証明 書で受診した場合、医療機関で医療費をいったん10割全額お支払いいただき、後日、特別療養費(医療費の7 割~9割)の給付を申請することになります。

また、財産の差押や給付の差し止めなどを行う場合もあります。保険料は納期内に、速やかに納付してくだ さい。 【問合せ】滞納整理係 区役所 2階 ☎03-3228-5509

令和4年度新型コロナウイルス感染症にかかる国保料の減免 の受付を延長します(令和5年9月29日まで)

以下の(1)(2)のいずれかに該当する世帯は、保険料の減免の対象になる場合があります。

- (1) 生計維持者の営業・給与・不動産・川林収入が3割以上減少した世帯(令和3年と令和4年の比較)
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯(原則、令和4年 4月1日以降)
- ※(1)の場合、次のことにご留意ください。
- ◇令和3年の合計所得が1,000万円以上、その他一定の所得が400万円以上の場合は、 減免の対象外となります。
- ◇国・自治体からの給付金・協力金・助成金等は収入に含めません。
- ◇給与収入の方で会社都合等での失業は、別の軽減制度が優先されます。





【問合せ】資格賦課係 区役所 2階 ☎03-3228-3267

かしこく 使おう ジェネリック医薬品 (東京23区国保連携事業)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、これまで使われてきた医薬品の特許が切れたあとに、同等の品質で 製造・販売される低価格の医薬品です。ジェネリック医薬品をご利用いただくことにより、窓口でお支払いに なる薬代の軽減や増え続ける医療費の削減が期待できます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、病院や診療所の医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

なお、生活習慣病等で処方を受けている方には下記のとおり、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替 えた場合の薬代(自己負担額)がどのくらい軽減できるかを試算した差額通知をお送りします。

- 1. 差額通知の対象となる方 20歳以上75歳未満で、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、 糖尿病用剤等の処方を受けている方
- 2. 通知時期 令和5年度は、7月下旬、10月下旬、2月下旬に送付予定

【問合せ】保健企画課 保健事業係 中野区保健所 2 階 ☎03-3382-2430

国保特定健診・特定保健指導のご案内

●中野区国保特定健診

- 1. 対象となる方 中野区国民健康保険に加入されている方で、令和6年3月31日時点で40歳以上の方
- 2. 受診期間 令和5年6月1日~令和6年2月29日
- 3. 受診方法 区が指定する医療機関へ予約のうえ、受診券・受診券シール・国民健康保険証を持 参し、受診してください。
- 4. 健診項目 問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧測定・尿検査・血液検査・胸部X線検査・ 心電図・貧血検査など。
- 5. 自己負担金 500円(令和4年度住民税非課税世帯に属する方は免除)
- 6. 受診券等の送付 5月下旬の発送予定です。

新規に加入された場合は、ご加入後、1ヵ月程度でお送りします。 (加入手続日により、遅くなる場合もあります) 申込みは不要です。

●特定保健指導

国保特定健診の結果から、メタボリックシンドロームによる生活習慣病の発症リスク が高い方へ特定保健指導の利用案内をお送りします。特定保健指導とは、生活習慣を見 直し、メタボリックシンドロームを改善するために医師や管理栄養十などの専門家が継 続的に支援を行うことです。



【問合せ】保健企画課 区民健診係 中野区保健所 2階 ☎03-3382-2429

